

## 【日本】UV-328、デクロランプラス、メトキシクロル規制情報

2024 年 12 月 18 日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）施行令の一部を改正する政令」が公布(政令第 382 号)され、UV-328、デクロランプラス、メトキシクロルの 3 物質が第 1 種特定化学物質に指定されました。

これら 3 物質は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」において、「附属書 A 廃絶」に収載されることが決定し 2025 年 2 月 26 日に発効する予定です。

### 概 要

#### 1. 以下の 3 物質を第 1 種特定化学物質に指定します（施行日：2025 年 2 月 18 日）

- **UV-328 (CAS R/N 25973-55-1)**  
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルプロピル)フェノール  
主な用途：紫外線吸収剤
- **デクロランプラス (CAS R/N 13560-89-9)**  
1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ- 1,4,4 7 a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ-1,4:7,10-ジ 8 メタノジベンゾ[a,e][8]アンヌレン  
主な用途：難燃剤
- **メトキシクロル (CAS R/N 72-43-5,30667-99-3,76733-77-2,255065-25-9,255065-26-0,59424-81-6,1348358-72-4)**  
1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス (4-メトキシフェニル) エタン  
主な用途：殺虫剤

#### 2. 以下の製品に UV-328、デクロランプラスが使用されている場合、輸入することができません（施行日：2025 年 6 月 18 日）

|          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| UV-328   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・潤滑油</li> <li>・樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤</li> <li>・塗料及びワニス</li> <li>・接着剤、テープ及びシーリング用の充填料</li> </ul>        |
| デクロランプラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・潤滑油</li> <li>・樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤</li> <li>・電子機器及び電気機器の部品</li> <li>・シリコーンゴム</li> <li>・接着剤及びテープ</li> </ul> |

尚、メトキシクロルについては、使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査したところ、化審法が対象とする用途としての製品の輸入及び使用は確認されなかったことから、メトキシクロルが使用されている製品について輸入禁止措置を講ずる必要性はないとされました。

#### ◆当センターでご提案している試験方法

| 物質       | 試験方法                 |
|----------|----------------------|
| UV-328   | ガスクロマトグラフィー質量分析法     |
| デクロランプラス | GC-NCI-MS 法          |
| メトキシクロル  | ガスクロマトグラフィータンデム質量分析法 |

#### ※ご注意※

化審法では限度値(基準値)、試験方法は定められておりません。また、化審法第 1 種特定化学物質は"使用禁止"であり、試験結果だけで"使用禁止"のエビデンスにはなりません。基本的には使用素材のサプライチェーン管理をしっかりと行っていただき、それらと併せて、試験結果を最終出口確認手段としてご利用下さい。

### お問い合わせ

大阪事業所 環境化学分析ラボ  
TEL：078 - 854 - 0333